

船舶設備関係法令及び規則

【資格更新研修用テキスト（強電）】

船舶電装管理者
主任船舶電装士
船舶電装士

目 次

I	船舶設備規程（関連抜粋）	- 1 -
[1]	電気設備	- 1 -
	第 1 章 総則	- 1 -
	第 2 章 発電及び変電設備	- 25 -
	第 1 節 通則	- 25 -
	第 2 節 発電機	- 34 -
	第 3 節 蓄電池	- 45 -
	第 4 節 変圧器	- 50 -
	第 3 章 配電設備	- 53 -
	第 1 節 配電盤	- 53 -
	第 2 節 配電器具	- 60 -
	第 4 章 電路	- 62 -
	第 1 節 電線	- 62 -
	第 2 節 配電工事	- 65 -
	第 3 節 接地	- 82 -
	第 5 章 電気利用設備	- 84 -
	第 1 節 照明設備	- 84 -
	第 2 節 動力設備	- 88 -
	第 3 節 電熱設備	- 99 -
	第 4 節 通信及び信号設備	- 100 -
	第 6 章 非常電源等	- 103 -
	第 7 章 引火性液体を運送する船舶の電気設備	- 121 -
	第 8 章 ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備	- 130 -
[2]	脱出設備、操舵設備、航海用具	- 132 -
	「 1 」 脱出設備	- 132 -
	「 2 」 操舵設備	- 142 -
	「 3 」 航海用具	- 152 -
[3]	無線電信等の施設	- 196 -
II	危険物運送及び貯蔵規則（関連抜粋）	- 202 -
	第 2 編 危険物の運送	- 202 -
	第 3 章 ばら積み液体危険物の運送	- 203 -
	第 2 節 液化ガス物質	- 203 -
	第 3 節 液体化学薬品	- 203 -
III	船舶救命設備規則（関連抜粋）	- 210 -
	第 1 章 総 則	- 210 -
	第 2 章 救命設備の要件	- 210 -

第3章	救命設備の備付数量	218	-
第4章	救命設備の積付方法	221	-
IV	船舶消防設備規則（関連抜粋）	224	-
第2章	消防設備の備付数量及び備付方法	224	-
第1節	第1種船及び第2種船	224	-
第2節	第3種船及び第4種船	234	-
V	船舶防火構造規則（関連抜粋）	237	-
VI	船舶自動化設備特殊規則	239	-
第1章	総則	239	-
第2章	機関	239	-
第3章	設備	242	-
VII	漁船特殊規程（関連抜粋）	250	-
第1章	総則	250	-
第3章	設備	250	-
第1節	救命設備	250	-
第3節	その他の設備	250	-
VIII	小型船舶安全規則（関連抜粋）	257	-
[1]	総則	257	-
[2]	電気設備	261	-
第1節	通則	261	-
第2節	蓄電池	264	-
第3節	配電盤	266	-
第4節	電路	267	-
第5節	電気利用設備	268	-
[3]	航海用具	268	-
[4]	救命設備	279	-
[5]	特殊小型船舶に関する特則	280	-
IX	小型漁船安全規則（関連抜粋）	282	-
[1]	総則	282	-
[2]	電気設備	283	-
[3]	航海用具	287	-
[4]	救命設備	290	-
X	電気設備の検査	291	-
[1]	検査の種類	291	-
[A]	定期検査	291	-
[B]	中間検査	291	-

[C] 臨時検査	- 292 -
[D] 臨時航行検査	- 292 -
[E] 予備検査	- 293 -
[2] 用語の意義	- 293 -
[A] 旅客船	- 293 -
[B] 国際航海	- 293 -
[C] 特殊船	- 293 -
[D] 小型兼用船	- 293 -
[E] 小型船舶	- 293 -
[F] 小型漁船	- 293 -
[G] 航行区域	- 293 -
[H] 従業制限	- 294 -
[3] 検査の準備	- 294 -
[A] 定期検査の準備	- 294 -
[B] 第1種中間検査の準備	- 295 -
[C] 第2種中間検査の準備	- 295 -
[D] 予備検査の準備	- 295 -
[4] 船舶検査の方法（国土交通省、電気設備関係抜粋）	- 295 -
B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	- 295 -
第1章 第1回定期検査等	- 295 -
第2章 定期的検査等	- 302 -
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査	- 306 -
第1章 第1回定期検査等	- 306 -
第2章 定期的検査等	- 307 -
S編 検査の特例（電気装工事関係）	- 307 -
[5] 検査の実施方法に関する細則（日本小型船舶検査機構）	- 309 -
〈第2編 小型船舶の検査の実施方法に関する細則〉	- 309 -
〈第5編 小型漁船の検査の実施方法に関する細則〉	- 313 -
第2章 船舶検査の実施方法	- 313 -
XI 索引	- 315 -